

# 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

鳥取県立中央病院

## 1 体制等

院長を委員長とする安全衛生委員会により、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善、並びにメンタルサポートに資する計画の作成及び達成状況の評価を行う。

## 2 負担軽減等の取り組み

### (1) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

以下の取り組みにより、勤務医の負担軽減・時間外勤務の縮減を進めていく。

#### ① 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担。

ア 医師の指示の下に看護師が分担する業務。

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

- ・医師の事前指示に基づく薬剤の投与量の調整
- ・医師の指示の下に行う静脈注射
- ・診療の優先順位の決定
- ・入院中の療養生活に関する対応
- ・患者・家族への説明
- ・採血、検査についての説明

イ 医師の指示の下に医師事務作業補助者又は事務職員、看護師が分担する。

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

- ・診断書、診療録及び処方箋の作成業務
- ・主治医意見書作成業務
- ・診察、検査、手術等の予約業務
- ・診療報酬請求書、書類、伝票の整理など医療上の判断が必要でない業務

ウ 医師に対する医療事務作業補助体制

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

診療科に医師事務作業補助者を配置し、以下の業務を分担する。

- ・診断書、意見書などの文書作成補助
- ・診療記録への代行入力
- ・診察や検査の予約
- ・医療の質の向上に資する事務作業
- ・診療に関するデータ整理
- ・院内がん登録等の統計・調査
- ・医師の教育や臨床研修のカンファレンスのための準備作業 等
- ・行政上の業務

救急医療情報システムへの入力

感染症サーベイランス事業 等

#### エ 他病院医師の活用等

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

他病院医師（診療援助医師）を活用する等により、手術、患者の集中等による医師の負担の軽減を図る。

#### オ 地域の他の医療機関との連携体制

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

地域の医療機関と連携して外来診療は予約、紹介患者中心への移行を推進するとともに症状の安定した患者は地域の医療機関に逆紹介することにより、外来診療に伴う医師の負担の軽減を図る。

#### カ 外来縮小の取組み

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

- ・外来縮小のための啓発の実施（掲示、院内放送、ホームページ）
- ・症状の安定した再来の患者や軽症と思われる新患の患者に対し診療所受診を促す。
- ・紹介状のない初診患者の受付を午前10時までに制限。

### ② 医師の勤務体制等に係る取組み

#### ア 勤務計画上連続当直を行わない勤務体制の実施

実施済み。当直計画の作成の際、十分に配慮しているところであり、今後も引き続き連続当直を行わない勤務体制を実施していく。

#### イ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

実施済み。当直計画の作成の際、予定手術の前日に当直を入れないよう配慮を行っている。今後も引き続き配慮を行っていく。

#### ウ 交代勤務制・複数主治医制の実施

複数の診療科においては実施済み。

今後も取組みを進めていく。

#### エ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

制度は整備済み。今後該当する医師に対し制度の周知を行って行く。

#### オ 原則、IC（インフォームド・コンセント）は平日の勤務時間内に実施する。

#### カ 自宅で遂行可能な業務については、在宅勤務を推進する。

#### キ 原則、業務委員会は勤務時間内で、30分以内で開催する。

#### ク 休日の回診や処置は、原則、各診療科の当番医が行う。

### (2) 看護職員の負担軽減および処遇の改善に資する計画

以下の取組みにより、看護職員の負担軽減・時間外勤務の縮減を進めていく。

#### ①病棟に看護補助者を配置し、以下の業務を分担する。

現在12部署に1~3名、計23名の看護補助者を配置している。看護補助者業務基準に基づ

く「看護補助者マニュアル」を作成し、看護補助者教育計画に沿って育成している。看護チームの一員として、看護師の指示のもと看護の専門知識を要しない生活環境整備、日常生活における療養上の世話、診療に関わる周辺業務を行っている。業務分担と協働ができており、今後とも取り組みを継続する。

②夜勤業務が多忙になる時間帯に人員を多く配置できるよう、看護補助者の時間差出勤を行って、看護師の負担軽減を図る。

以下の内容について実施している。

《日勤》 8：30～17：15

《早出勤務》（早 21） 7：00～15：45 4 部署

（早 41） 7：30～16：15 2 部署

《遅出勤務》（遅 21） 9：30～18：15 4 部署

（遅 81） 11：00～19：45 1 部署

③社会情勢により看護補助者確保が近年、容易ではない。

入退院患者数、転棟数、患者状況等を総合的に判断し、看護補助者を傾斜配置とし看護師の負担軽減を図る。

看護補助者確保についてはホームページ等で随時募集を行い、人材確保に努めている。

無資格者の募集、病院見学なども実施しているが、十分な確保に至っていない。今後とも取り組みを継続する。

④病棟に看護師長アシスタントを配置、看護師長の負担軽減を図る。

現在 12 部署に 1 名ずつ、計 12 名の看護師長アシスタントを配置している。毎日のベッドコントロールミーティングで、当日の業務量、NA 不在等を考慮し部署間の応援を推進している。看護師の負担軽減ができており、今後とも取り組みを継続する。

⑤部署間の応援体制を構築し、各部署の負担軽減を図る。

毎日のベッドコントロールミーティングで、業務量に応じて部署間応援を調整、実施し、実績データを可視化している。応援件数は増加しており、今後も積極的な応援体制を推進していく。

⑥各種業務を勤務時間内とする取組

ア 情報収集時間を勤務時間とする対応

各勤務開始後 15 分を勤務時間内の情報収集時間として設定している。情報収集時間の短縮に関しては、電子カルテの情報整理やシステムの改善についても検討が必要である。

イ 委員会活動の勤務時間内実施

看護局委員会は、全て勤務時間内の開催とした。勤務時間外に延長する場合は、時間外勤務として対応している。今後、事前メールやオンラインによる議題共有などの工夫を検討する。

### (3) 医療技術職の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

以下の取り組みにより、医療技術職の負担軽減・時間外勤務の縮減を進めていく。

#### ① 診療放射線技師

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

ア 事務職員を配置し、診療放射線技師と連携して以下の業務を分担し、負担の軽減を図る。

- ・受付に関すること。
- ・電話対応に関すること。
- ・診療調整の連絡に関すること。
- ・画像提供の補助に関すること。
- ・タオルやシーツ、検査着の仕分けや患者および検査用スリッパの交換作業。
- ・患者の撮影用ベッド移送の補助。

イ 夜勤の当直勤務から二交代制勤務への移行。

現在は、日勤から当直を行うため 24 時間以上病院に拘束されているが、夜勤のみ出勤することで、職員の負担軽減を図る。

## ② 薬剤師

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

○定期処方オーダーの締め切りを前々日の 17 時に前倒す。

事務職員、医療助手を配置し、薬剤師等の指示のもとで事務と医療助手間で連携して以下の業務を分担し、負担の軽減を図る。

○事務職員

- ・受付、電話対応業務に関すること。
- ・持参薬の電子カルテへの入力に関すること。(薬剤師が最終監査)
- ・処方箋、医薬品情報、郵便・FAX 等、その他帳票の整理・整頓に関すること。
- ・統計業務、文書・資料の作成等に関すること。(薬剤師の指示のもと)
- ・物品の請求、管理に関すること。
- ・医薬品の検品、納品処理、保管、期限管理等に関すること。
- ・医療用酸素の管理に関すること。(薬剤師の指示のもと)
- ・配薬カートに関すること。(配薬担当看護師の指示のもと)
- ・環境の整備等に関すること。

○医療助手

- ・電話対応業務に関すること。
- ・処方箋、医薬品情報、その他帳票の整理・整頓に関すること。
- ・特定生物由来製剤の保管・管理に関すること。(薬剤師の指示のもと)
- ・薬剤の払出し、返品処理に関すること。(薬剤師の指示のもと)
- ・医薬品の保管、期限管理等に関すること。(薬剤師の指示のもと)
- ・器具・機器の点検、清掃等に関すること。(薬剤師の指示のもと)
- ・環境の整備等に関すること。
- ・医療用酸素の管理に関すること。(薬剤師の指示のもと)
- ・配薬カートに関すること。(配薬担当看護師の指示のもと)

## ③ 臨床検査技師

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

■事務職員を配置し、臨床検査技師と連携し以下の業務を分担し、負担の軽減を図る。

- ・生理検査受付業務及び検査への案内など患者対応に関すること。（電話対応含む）
- ・画像提供に係る書類やCDへの画像取りこみに関すること。
- ・外注委託検査等のデータ取り込みや報告書の送付に関すること。
- ・事務用品など物品管理に関すること。
- ・生理検査室の環境整備等に関すること。

■日当直業務が多忙な時間帯に検査業務補助者を配置する。臨床検査技師が時間差出勤や業務延長を行って、日当直担当技師の軽減を図る。

今後も業務バランスを考慮し、状況に合った取組を進める。

早出勤務（E勤務） 7：30 ～ 16：15

当直補助の業務延長 17：00 ～ 19：00

日直補助 9：00 ～ 12：00

■医療助手を配置し、臨床検査技師の指示のもと以下の業務を分担し、負担の軽減を図る。

- ・検体回収（採血室からの5分ごとの回収や処置室送付検体の回収）。
- ・返却された採血トレイの清拭やトレイ払い出しに関すること。
- ・検査終了検体の閉栓や測定済み検体の整列、検体廃棄に関すること。（危険手当支給）
- ・検査容器や特殊採血管の準備、払い出しに関すること。
- ・試薬検収や消耗品補充、物品管理等に関すること。
- ・アルブミン製剤の入庫など事務的処理に関すること。
- ・病理器具洗浄や細菌検査試験管などの洗浄業務に関すること。
- ・外注検査依頼書記入、報告書のスキャナ取り込みに関すること。
- ・ガラス標本・ブロック整理、貸し出し標本の準備などに関すること。
- ・医療廃棄物、洗濯、SPD物品受け取りなどに関すること。
- ・中央検査室全体の環境整備に関すること。

#### ④ 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

医療助手・MAを配置し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と連携し、以下の業務を分担し、負担の軽減を図る。

- ・受付業務
- ・患者搬送業務
- ・リハビリテーション室施設管理補助
- ・リハビリテーション室備品・物品管理補助
- ・リハビリテーション室運営補助業務（勤務表入力、患者予約管理など）
- ・リハビリテーション室事務補助業務

（日報・月報・年報・新患名簿作成、業務統計作成、各種資料作成補助など）

#### ⑤ 臨床工学技士

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

医療助手を配置し、臨床工学技士の指示のもと以下の業務を分担し、負担の軽減を図る。

- ・中央管理機器の清掃・点検業務

- ・点検に関わる器具、材料及び薬品の整備業務
- ・中央管理機器の点検記録入力業務
- ・機器管理システム入力業務
- ・機器管理室の窓口業務（関連部署や技士への連絡等に関する事）
- ・医療廃棄物、洗濯、SPD 物品受け取りなどの管理業務

⑥ 管理栄養士、栄養士、調理師・調理員

以下の内容について実施済み。今後も継続的に取組を進めて行く。

管理栄養士及び栄養士、調理師・調理員が連携して業務を行い、栄養管理室全体の円滑な運営を行う。

(4) その他

子育て中の職員が利用できる院内保育所を設置（夜間保育、病児保育を含む。）しており、引き続き取組を進めて行く。

3 メンタルサポートの取り組み

(1) 以下のとおり、相談体制の充実を図る。

① 相談体制

ア 病院独自の取り組み

	職員健康相談 (メンタルヘルスケア)	心の健康相談	サクランボの部屋	相談員配置
実施主体	中央病院	中央病院	看護局	医療技術局
対象	中央病院職員	中央病院職員	看護局職員	医療技術局職員
相談相手等	外部臨床心理士 (一社)サイコロ に委託	幡病院、渡辺病院など 5 医療機関と契約 医療費を助成	看護局副局長	局長、副局長他、 計 8 名
頻度	月 1 回	適宜	適宜	適宜
利用制限	なし	年 1 回	なし	なし
相談窓口	相談室 1 の受付簿 に記入	各医療機関に利用券 を持参 中央病院掲示板 5 月 10 日	田中看護局副局長 に連絡	電子カルテメー ルで各相談員に アポイント

イ 県職員支援課の取り組み

	心とからだの健康相談
実施主体	県職員支援課
対象	鳥取県に所属する職員
相談相手等	心とからだの健康相談員 共済組合保健師
相談窓口	職員支援課 0 8 5 7 - 2 6 - 7 8 9 1

## ②サポート体制

安全衛生委員会事務局は、必要に応じて①の相談窓口で相談した者のその後の状況等を各相談員や所属等に確認したり、意見交換を行う。

場合によっては、産業医や衛生管理者とも意見交換を行う。

## ③ 復職支援制度

県の知事部局の「復職支援制度」を活用。

それに関連して、知事部局の職員支援課と連携して進める。

## 4 計画の目標達成年次

令和6年度

## 5 計画等の周知

計画を職員に周知するとともに、負担軽減等の取り組みをホームページ等で公開する。